

## 感染症対応マニュアル

- 1 職員が感染源とならないために
  - (1) 定期的に健康診断を受けます（年1回）
  - (2) 自らの健康を留意し、日々の生活の中で体調がすぐれないときは、早めに医療機関の受診をします。
  
- 2 職員の衛生管理について
  - (1) 訪問後
    - ①利用者宅を訪問した後は、その都度うがいを行います。
    - ②手指消毒を行います（消毒用エタノール）
  - (2) 訪問から帰った時
    - ①薬用石鹸で手を洗います。
    - ②ペーパータオルで手を拭きます。
    - ③うがいを行います（イソジンガーグル）
  - (3) その他
    - ①手洗いは勤務につく時、訪問から帰った時、休憩に入る時、食事の前、トイレの後、掃除の後、勤務が終了した時に行ないます。また、手が汚染された時はすぐに手洗いをし、消毒もしておきます。
    - ②うがいは、出勤時、訪問から帰った時、勤務終了時の手洗いとともに行います。自分に感冒症状がある時はうがいを励行し、マスクをします。特に感冒やインフルエンザの流行期にはうがいを励行し、職員がウイルスを持ち込まないようにします。
  
- 3 その他
  - (1) 環境整備
    - ①掃除により、ほこり、ちり、ゴミを減らします。
    - ②整理整頓を心がけます。

このマニュアルは平成18年4月1日より適用する。

特定非営利活動法人ふくし@JMI